

令和4年度 信州防災アプリ広報業務 委託仕様書（案）

本仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が受託事業者（以下「受託者」という。）に対して「信州防災アプリ」の広報を委託するにあたり、委託契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

令和4年度 信州防災アプリ広報業務

2 目的

「信州防災アプリ」（以下、アプリという）の新規インストール数を増加させること。

3 主な対象(ターゲット)

- ①インターネット広告：長野県在住者のうち、20代前半から40代前半で、小学生までの子供がいる者
- ②インターネット広告以外：長野県在住者のうち、①以外のインストールしていない者

4 目標

- ①インターネット広告：対象の年代のインストール数を現状（令和4年2月末時点で1,487）の2倍にすること。
- ②インストール総数を、配信時からの累計で3万以上とすること。
（令和4年3月10日現在で14,950）

5 業務内容

下記(1)～(4)について、効果的な実施方法の提案及び実施を求める。
なお、(5)は必須ではなく、提案者の判断によることができる（自由提案）。

(1) インターネット広告の企画・制作・出稿・運用管理

ア 広告の種類

以下の媒体等での広告を実施する。その他の媒体の提案も可とする。

- ① GDN 及び YDN でのディスプレイ広告
- ② Google 及び Yahoo!での検索連動広告
- ③ LINE 上での広告

イ 掲載期間

令和4年6月上旬～10月下旬。

このうち、①6月上旬～7月上旬（梅雨）、②9月下旬～10月下旬（台風19号）の2期を重点期間とし、集中的に掲載する。

掲載時期については委託者と受託者が協議の上、決定する。

ウ 広告の種類

静止画、動画を問わない。片方のみ、もしくは両方を用いることも可とする。

エ 留意事項

パソコン、スマートフォン及びタブレットのいずれにおいても機能する仕様とすること。

(2) インターネット広告の運用状況検証と改善の提案

ア 検証レポートの提出

広告の運用状況を可視化し、毎月（計5回）、危機管理防災課にレポートとして提出すること。
レポート内には、クリック率及びクリック単価を記載すること。

イ 改善点等の提案

アの提出に際し、改善点及びその方策について委託者と協議し、必要に応じ改良を実施すること。

ウ レポート提出の時期

委託者と受託者が協議の上、決定する。

(3) ランディングページの企画・制作・出稿・運用管理

ア 掲載が必須の情報

- ①アプリの各機能の概要説明
- ②Appstore 及び GooglePlay のダウンロードページの QR コード（県から提供します）

イ 使用サーバ

県のサーバは使用せず、受託者側で用意すること。

ウ 運営期間

令和4年6月上旬～令和5年3月31日

開始時期については委託者と受託者が協議の上、決定する。

(4) テレビ番組への取り上げの企画

ア 番組

長野県内で、地上波で視聴できる既存番組を対象とする。番組内での紹介枠を1回以上確保すること。

イ 放映時期

以下の2回を希望するが、1つのみ、3つ以上の提案も可とする。

- ①令和4年6月もしくは7月
- ②令和4年10月上中旬

いずれも詳細な時期については、委託者と受託者が協議の上、決定する。

(5) その他の提案（自由提案）

本業務委託の目的に資すると思われる、(1)～(4)以外の独自の提案も可とする。

ただし、当該提案の実施の可否、実施時期については、委託者と受託者が協議の上、決定する。

なお、自由提案の有無は、評価に影響しない。

5 契約期間

契約日から令和5年3月31日まで

6 成果品

- (1) 委託業務完了報告書（本業務で実施された内容、講じた改善策及び結果等）
- (2) 本業務で制作した広報素材データ（CD-R等の磁気媒体によるデータで納品のこと）
- (3) 納品期限 令和5年3月31日

7 成果品の提出先

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎3階

長野県危機管理部危機管理防災課防災係

8 留意事項

- (1) 契約締結後、委託者は受託者に対し支援情報を提供する。
- (2) 広告及び各情報については、事前に県の許可を受けてから出稿又は投稿を行うこと。
- (3) 本業務で制作した広報素材データは、アプリの広報の目的の範囲内で、本業務以外でも活用することがある。
- (4) アプリの背景地図にGoogle Mapを使用しているため、作成する広報物に同マップのキャプチャを利用できないことに留意すること。
- (5) 制作物が他の所有者や著作権、肖像権を侵害するものでないこと。
- (6) 次に掲げるサイトへ広告を掲載しないよう配慮すること。
 - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - イ 公の秩序若しくは善良の風俗に反する者又はそのおそれがあるもの。
 - ウ 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。
 - エ 政治性または宗教性のあるもの。
 - オ 特定の主義主張を目的とするもの。
 - カ 上記に掲げるもののほか、委託者が広告を掲載することが適当でないと認められるもの。
- (7) 前号に記載されているサイトなど、掲載することが不適切なサイトに広告が掲載されたことが判明した場合は速やかに出稿を停止し、委託者に報告の上、対応を検討すること。
- (8) 仕様書に記載なき事項、事業内容の変更等、疑義が生じた場合は委託者と受託者が協議して定める。